

BTMU CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW: サービス貿易に係る外国為替管理規制の緩和

Q：当社（A社）は、当社が出資している中外合弁会社B社との間で、当社の1つの製品シリーズ（以下「本製品」といいます。）について、ノウハウライセンスに係る契約（以下「技術ライセンス契約」といいます。）を締結することを検討しています（なお、上記のノウハウは自由輸入類に属する技術です）。B社には、他の当社製品について、既に技術ライセンス契約を締結しており、技術料の支払を受けています。既に締結した技術ライセンス契約に基づく技術料の支払については、当該技術ライセンス契約について、技術輸入登記をし、ランニング・ロイヤリティの支払をするごとに、外部監査を受け、源泉税の納付及び変更登記をした上で送金を受けています。

当社が参加したセミナーにおいて、本年9月に中国のサービス貿易に係る外国為替規制が大幅に緩和され、技術ライセンスに基づく技術料も、従前のように、技術輸入契約登記等の手続が不要となったとの説明を受けました。上記の規制緩和後には、技術輸入登記手続は不要となり、中国から自由に技術料を為替送金できるようになったのでしょうか？

A：技術輸入登記制度は、「技術輸入契約管理条例」に基づく制度であり、規定の文理上は、法的義務として規定されています。従って、本年9月に中国のサービス貿易に係る外国為替規制が大幅に緩和されたことから「技術輸入登記が法的に必要なくなった」と理解することは適当ではありません。ただし、技術輸入登記制度は自由輸入類に属する技術についてはその制度目的が適正な統計収集を中核とすることから行政処罰等で実現する程度の法的義務とは従前から位置づけられておらず、また、今回の新法規の施行により外国為替支払手続においても銀行に必要的に提出して取引の真実性の審査の対象とされる取引文書でなくなったため、当該登記手続を処理しなかったからといって「不利益が生じない法状況となった」とはいえると思います。以下検討します。なお、本稿においては、中国に輸入される技術が自由輸入類に属する技術であることを前提としていますので、この点、ご注意ください。

1、新法規の公布・施行

国家外国為替管理局は、2013年7月18日に「サービス貿易外国為替管理法規の印刷・発行に関する通知」（匯發〔2013〕30号）を公布し、同時にその附属規範として、「サービス貿易外国為替管理ガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）、「サービス貿易外国為替管理ガイドライン実施細則」（以下「実施細則」といいます。）及び「廃止文献目録」も公布されました。ガイドライン及び実施細則は、2013年9月1日から施行され、同時に、本ケースのノウハウ使用の対価の外国為替送金にかかわる主要規範である「国家外国為替管理局の『貿易外外国為替売却・支払及び国内居住者個人の外国為替収支管理操作規程』（試行）の下达に関する通知」（匯發〔2002〕29号。以下「29号文書」といいます。）は、廃止文献目録記載の規範として廃止されました。従って、上記施行日以後は、ノウハウ使用の対価（技術料）の外国為替送金は、ガイドライン及び実施細則に従い処理されることになります（上記一連の新法規類を以下「新法規」と総称します。）。

2、新法規における技術料の外国為替規制

ガイドライン第2条は「国は、サービス貿易に基づく国際支払に制限をしない。」と明記し、これまでのサービス貿易に係る行政規制による外国為替規制を大幅に緩和することを宣言しています。ただし、同第4条は、サービス貿易に係る外国為替収支が真実かつ適法な取引基礎を有することを定め、また、国内機構（中国の会社を含みます。）等が虚偽の取引により資金の収支を詐取してはならない旨を規定し、一定の範囲で、取引の真実性の審査を行うことも予定しています。

本ケースのような技術取引も「サービス貿易」に含まれ、その規制として、ガイドライン及び実施細則は、次表のとおり定めています。

一般要求	サービス貿易外国為替収支にかかわる取引証憑の主要文書	①取引目的物、主体等の要素を含む契約（合意書） ②インボイス（支払通知書）又は取引目的物、主体、金額等の要素を明記した決済明細書（支払明細書） ③その他の取引の真実性・適法性を証明することができる取引文書
1 件 5 万米ドルを超過するサービス貿易外国為替収支業務の特別要求	1 件 5 万米ドル以上のサービス貿易外国為替収支業務の手続処理について金融機関が審査し、かつ、保管しなければならない取引文書	①契約（合意書） ②インボイス（支払通知書） ③技術輸出入制限類：商務部門が発効した「技術輸出入許可証」 ④「サービス貿易等項目対外支払税務届出表」

更に、1 件 5 万米ドル以下のサービス貿易外国為替収支業務の手続処理について、銀行は、原則として、取引文書の審査をしなくともよい（ただし、資金の性質が不明確な外国為替収支業務については、取引文書の提出を要求して合理的な審査を行うこととされています。）とされており、上記の金額を超える場合においてのみ、取引文書の提出及び審査を行うこととされています。ただし、金額のいかんにかかわらず銀行は、サービス貿易外国為替収支に関する取引文書を業務記録文書として 5 年間保管することとされており、実際の業務では、上記表の一般要求及び特別要求に記載される各取引文書を銀行に提出することが予定されています。

3、従前の技術料の外国為替規制との変革点

従前の技術料の外国為替支払は、基本的に、29 号文書のほか、「国家税務総局、国家外国為替管理局のサービス貿易等項目の対外支払で提出する税務証明書の関係問題に関する通知」（匯発〔2008〕64 号）に従い外国為替購入・支払の手続が処理されていました。一般的に、中国の会社が技術料を外国為替支払する場合に銀行に提出を要した書類は、①申請書、②契約（合意書）、③インボイス（支払通知書）、④「技術輸入契約登記証」（変更登記を含む。）、⑤「技術輸入契約データ表」（変更登記データ記入分を含む。）、⑥会計士事務所が発行した売上の真実性の証明文書、⑦「サービス貿易等項目の対外支払に係る税務証明書」です。

新法規においては、上記の③、④及び⑥の銀行への提出が不要とされ、また、税務関連証憑も、納税証明文書ではなく、税務届出表とされました。これにより技術料の外国為替支払を行う中国企業（以下「申請者」といいます。）は、規定上は、技術輸入契約登記の手続を処理しなくとも支払手続を処理することができることとなります。また、税務届出表も外国為替収支業務 1 件当たり 5 万米ドルを超える場合に限り、送金金額ごとに税務届出処理をすることとされました。従って、例えば、技術料の計算期間を短期に合意し、1 件当たりの支払金額を 5 万米ドル以下とすることができれば、特別要求手続によることなく、原則として、銀行の取引文書の審査を経ないで、技術料の外国為替支払手続を処理することができることとなります。

4、技術輸入契約登記手続処理の要否

自由輸入類に属する技術の輸入契約は、当事者が契約を締結することにより成立し、発効します。その後になされる技術輸入登記は、基本的には中国の技術の輸入状況について適切に統計を取るという行政目的のために設けられた制度であり、許可等による一定の法律行為の取締りを目的とする制度ではありません。従って、「技術輸出入管理条例」においても、自由輸入類に属する技術の輸入契約の登記手続を処理しなかった場合においても、行政処罰を科すことが規定されていません。中国でも、刑事処罰のみでなく行政処罰についても法定主義が採用されています（「行政処罰法」第 4 条第 3 項）ので、明確な行政処罰を科すことができません。

従前は、前記のように、この技術輸入契約登記に係る登記文書が技術料の外国為替支払の提出文書とされていたので、例えば、ランニング・ロイヤリティが発生するごとに処理される変更登記手続においても、これを証明する文書、一般的には、前記の会計士事務所が発行した売上の真実性の証明文書をもって変更登記手続を処理し、当該変更登記手続と外国為替支払手続とが関連づけられていました。新法規においては、外国為替支払手続において、登記文書の提出を要しなくなったため、技術輸入登記は、「技術輸出入管理条例」等の関連法規自体で、その法目的、即ち、適切な統計収集を実現する必要があります。

新法規が定める制度に照らして考えると、技術を外国企業から導入する中国企業が、①技術料の外国為替支払に必要なく、②登記手続を処理しなくとも行政処罰等を科す法的根拠を欠き、③ランニング・ロイ

ヤリティが生ずる都度外部の会計士事務所に委託費用を支払って真実性の検査を依頼する負担が生ずる技術輸入契約登記の処理するインセンティブが生ずるのか？という点に問題が帰着しそうです。他方で、新法規は、提供された取引文書が取引の真実性又は適法性を証明することができず、又は外国為替収支に一致しない場合には、その他の取引文書の補充を要求すること（ガイドライン第8条、実施細則第4条第2項）、銀行及び申請者が関連取引文書を保管して検査に備えなければならないこと（ガイドライン第10条）、外国為替管理局が外国為替収支に異常がある場合に申請者及び銀行に対してオフサイト検査、現場確認・検査をして事実を確認すること（ガイドライン第11条第2項）等を規定しています。上記のような規定を根拠として、一律に、又は原則として、技術輸入契約登記文書の取得・保管を別の法規で申請者又は銀行に義務づけ、又は銀行に対して指導することにより、技術輸入登記制度の実行性を確保する可能性も否定することができないと思うものの、現時点で確認できる公開情報においては、上記のような法規や指導にかかわる文書は確認することができず、また、主要な中国の銀行のホーム・ページにおいても、新法規施行後の外国為替収支業務を前提として技術輸入契約登記文書の提出を要求するものは見当たりません（ただし、従前の制度での説明がそのままとされている例は散見されます。）。そもそも従前の制度は、適切な統計収集を目的とする技術輸入登記制度が、サービス貿易項目の取引の真実性審査という別の法目的に引用され、結果として、ランニング・ロイヤリティの外国為替支払の都度、会計士事務所に真実性検査を実行させ、変更登記処理をさせるというものでした。法規制自体が、技術輸入契約登記の本来の目的からすると過剰な規制制度となっていたともいえると思います。更に、外国法人（非居住者）課税を徹底するという法目的についても、3万米ドルを超える外国為替支払については各種税の源泉徴収納付を行った証明文書を銀行に提出することが求められていました。新法規に基づく制度においても5万米ドル以上の外国為替支払については税務届出表の提出が求められているものの、「納税したこと」という申請者自身の行為が要件とされていません。税務上の目的は税法において達成すべきという方針を伺うことができます。

5、本ケースにおける考察

技術輸入登記制度は、「技術輸入契約管理条例」に基づく制度であり、規定の文理上は、法的義務として規定されています。従って、ガイドライン等の新法規の施行により法的に「技術輸入登記をしなくともよくなった」と理解することは適当ではありません。ただし、技術輸入登記制度は自由輸入類に属する技術についてはその制度目的が適正な統計収集を中核とすることから行政処罰等で実現する程度の法的義務とは従前から位置づけられておらず、また、今回の新法規の施行により外国為替支払手続においても銀行に必要的に提出して取引の真実性の審査の対象とされる取引文書でなくなったため、当該登記手続を処理しなかったからといって「不利益が生じない法状況となった」とはいえると思います。

今回の新法規によるサービス貿易等項目に対する外国為替規制の緩和措置は、これまで、適正な統計収集、取引の真実性審査、課税・納税という根拠法規ごとの法目的を、それぞれの法規において実現することを前提としているように思えます。ただし、従前の制度がそうであったように、一連の取引において生ずる上記の法目的の実現は、実務上は、密接な関連があります。従前の規制に復古するような扱いが事後なされることはない、と個人的には思いますが、技術料の外国為替支払については、事後の新たな法規、規範の公布・施行と、実務上の実際の取扱いをしばらくの期間は注視していくことが肝要ではないかと思えます。

以上

露木・赤澤法律事務所

弁護士 赤澤 義文

外国法研究員 張 欣

CHINA WEEKLY

トピックス:【人民幣/連載】<第4回>中国現地規制の紹介 2～出資金に関する規制

人民幣/連載の第4回のテーマは「出資金に関する規制」を取り上げます。

1. 人民幣建て出資に関する規制緩和

人民幣建ての外商直接投資は個別認可の試行段階を経て、2011年10月に発表された商務部と中国人民銀行の通達により正式に解禁されました。中国全土において、現地法人の新規設立時の出資だけでなく、増資を行う場合でも、払込通貨を人民幣とすることが可能です。

2. 登録資本や投資総額の通貨、払込の通貨

外商投資企業の登録資本や投資総額は外貨（外貨とは米ドルや日本円などの人民幣以外の通貨を指します、以下同じ）とするのが一般的でしたが、最近はこのを人民幣とする事例が増えてきています。登録の通貨が外貨人民幣いずれの場合でも、払込通貨を人民幣とすることが可能となっています（登録資本の表記が「〇百万米ドル」「△億円」「□百万人民幣」いずれの表記となっても払込通貨を人民幣とすることができるようになっています）。

3. 払込通貨を人民幣とする場合の留意点

(1) 商務部門宛の申請

一般的には、商務部門へ設立申請や増資申請を行う際に、申請書や定款において「払込通貨を人民幣とする」と記載する必要があります。もし申請書や定款に「払込通貨を外貨/日本円/米ドルとする」と記載して手続を進めると払込通貨を人民幣とすることができなくなる恐れがありますので注意が必要です。

(2) 資本金口座の開設と使用制限

払込通貨が人民幣となる場合、中国子会社は「人民幣資本金専用口座」を開設します（ただし口座数や口座開設地域等に制限がありますので注意が必要です）。「人民幣資本金専用口座」に入金された人民幣は、基本的に対外的な支払いがあるまでは当該口座から払い出すことができないという制限があります（この払い出しの制限は「外貨資本金専用口座」でも同様です）。

(3) 登録と払込の通貨の換算レート

もし登録の通貨と払込の通貨が異なる場合、例えば登録の通貨が外貨（米ドルや日本円など）で払込の通貨が人民幣の場合、払込日（「人民幣資本金専用口座」へ資本金が入金された日）の中央銀行公示レート（中国人民銀行が公表した仲値レート）を用いて換算されるのが一般的です。詳細につきましては中国の専門家（監査法人や会計士事務所等）へご相談ください。

【注意事項】人民幣取引の実行にあたっては弊行所定の審査が必要となる場合がございますので、人民幣取引につきましては事前に弊行お取引店までご相談ください。

株式会社 三菱東京 UFJ 銀行
国際業務部 地域戦略グループ

【人民幣/連載】全8回で各回テーマは以下の予定です。「第1回：人民幣国際化の進展」「第2回：本邦での取引拡大」「第3回：中国現地規制の紹介1」「第4回：中国現地規制の紹介2」「第5回：中国現地規制の紹介3」「第6回：人民幣取引の留意点」「第7回：取引事例の紹介1」「第8回：取引事例の紹介2」。

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆一人っ子政策緩和へ

中国国家衛生・計画生育委員会は16日、三中全会（中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議）が決定した「夫婦のいずれか一方が一人っ子的場合、第2児の出産を認める」とした一人っ子政策緩和方針に関し、記者会見を開いた。同委員会は、緩和策が打ち出された背景として、①足元の出生率（女性1人が一生に生む子供の数）が1.5～1.6と先進国並みの水準に低下していること、②2012年の労働年齢人口が前年比初めて減少に転じ、2023年以降は年平均約800万人減少する見込みであること、③高齢者人口が2030年には4億人に達し、総人口に占める割合が現在の1/7から1/4へと増加すること、④世帯人員の減少により家庭の高齢者扶養力が低下している等、人口の構造的な問題が経済、社会発展の阻害要因となっている点を指摘した。具体的な実施規定、開始時期の決定については、各地方に委ねるとしている。なお、緩和策の実施に伴い、短期的な出生数激増の懸念に対し、全国的に見て条件に合致する夫婦の数が著しく多くはないことや、各地域の実施時期にはタイムラグがあることから、その可能性はないとしている。また、今後の人口政策について、中国は依然として人口大国であることから、計画出産政策は引き続き国策として堅持するとも表明した。

【貿易・投資】

◆10月の対内直接投資 前年同月比1.24%の増加

商務部の19日の発表によると、10月の対内直接投資（実行ベース）は前年同月比+1.24%の84.16億米ドルと、9ヶ月連続で前年同月比でプラスの伸びとなったものの、伸び幅は前月の同+4.88%から鈍化した。また、1-10月の累計では前年同期比+5.77%の970.26億米ドルとなったものの、伸び幅は1-9月の同+6.22%から低下した。1-10月累計を主な投資国・地域別で見ると、アジア10カ国/地域（日本、香港等を含む）からの投資が前年同期比+7.18%の836.3億米ドル、うち、日本からの投資は同+6.31%の64.63億米ドルで、1-9月の同+5.62%からやや加速した。香港からは同+10.49%の634.6億米ドルと、1-9月（同+11.16%）から減速した。また、米国は同+12.41%の30.39億米ドルと、1-9月の同+21.3%から大きく減少。EUは同+22.26%の64.02億米ドルと、1-9月の同+23%からやや減少した。1-10月の業種別では、製造業が前年同期比▲5.25%の382.92億米ドルと1-9月に続きマイナスの伸びとなったのに対し、サービス業は同+13.93%の498.12億米ドルと引き続き大幅な伸びを示した。1-10月の地域別では、東部が前年同期比+6.0%（814.1億米ドル）、中部が同+9.9%（85.5億米ドル）、西部が同▲1.1%（70.7億米ドル）と、中部地域への投資が依然として最も高い伸びを示した。

【金融・為替】

◆中国人民銀行総裁「三中全会」の方針に基づき金融改革の方向性を示す

中国人民銀行総裁の周小川氏は、「三中全会」の決定を受け、15日に「金融業の改革解放を全面深化・金融市場体系の健全化を加速」と題した文章を三中全会改革方針の解説本で発表した。同文章では、今後の金融改革の方向について、①金融業への参入基準の緩和、②資本市場メカニズムの多様化、③金利市場化の推進、④人民元建て資本項目の自由兌換、⑤金融監査の健全化、の5つの面から考え方を明らかにした。特に、人民元の為替相場形成に関して、基本的に市場の供需関係メカニズムに任せることを強調した。具体的には、為替市場の状況に応じて、人民元為替相場の変動幅を徐々に拡大して、為替相場の弾力的な双方向の動きと、合理的な均衡水準に収まる安定した動きを保つとし、人民銀行が基本的に市場に関与しないことを明らかにした。また、資本項目の開放について、境内企業の海外進出を支援するため、クロスボーダーの流動資金の管理方式を改善し、資本市場の双方向の開放を推進する等の方向性を明示した。

◆10月の外国為替資金残高 増加額は前月の3.5倍

中国人民銀行の発表によると、10月末の金融機関の外国為替資金残高は27兆9,595億元と、9月末の27兆5,179億元から増加し、増加額は4,416億元と、9月の増加額の1,263億元から3.5倍に拡大し、今年1月の6,836億元に次ぐ増加額となった。同残高は、中国で人民元に両替された外貨量を示し、残高の増加は、海外からの資金流入量の増加を表す。10月の大幅な増加は、中国のマクロ経済の回復への期待が高まっているほか、米国の量的緩和縮小の見送りが要因と見られている。

人民元の動き

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比			
2013.11.18	6.0914	6.0908~6.0930	6.0920	-0.0002	6.0948	0.0220	0.78583	0.0001	8.2213	0.0230	5.9400	2300.17	64.39
2013.11.19	6.0915	6.0910~6.0933	6.0927	0.0007	6.1017	0.0069	0.78587	0.0000	8.2349	0.0136	4.9500	2295.84	-4.33
2013.11.20	6.0912	6.0900~6.0934	6.0929	0.0002	6.0858	-0.0159	0.78598	0.0001	8.2444	0.0095	4.8200	2309.96	14.12
2013.11.21	6.0931	6.0920~6.0940	6.0932	0.0003	6.0485	-0.0373	0.78598	0.0000	8.1779	-0.0665	5.4000	2309.06	-0.90
2013.11.22	6.0930	6.0918~6.0939	6.0936	0.0004	6.0304	-0.0181	0.78597	-0.0000	8.2243	0.0464	5.7500	2299.23	-9.83

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

RMB レビュー&アウトルック

～許容変動幅の拡大はまだ先、現水準中心の推移を見込む～

今週の人民元は 6.09 台前半で寄り付いた。週後半に対ドル基準値が元安方向へ切り下げられたことを受けて小幅に元安に振れたが、総じて動意に乏しい展開が続いた。また、短期金利も安定的に推移。中国人民銀行は、19 日の公開市場操作において約 2 か月半ぶりの規模である、350 億元を供給した。これを受けて 7 日物レポ金利は 6%台半ばから低下し、5%挟みの推移となった。21 日に HSBC が発表した 11 月の製造業 PMI 速報値は 50.4 となり、10 月 (50.9) から鈍化した。生産、新規受注が引き続き拡大傾向にある一方、新規輸出受注や雇用が縮小に転じたことが響いたようだ。

20 日には中国人民銀行の周小川総裁による「外国為替市場での通常の介入を基本的に停止」、「人民元許容変動幅を拡大」との発言が報じられ、市場では人民元改革への期待が高まった。だが、これらの発言は三中全会における同氏の発言であり、時期的な示唆もない。中国人民銀行は三中全会を受けて決定事項を検討するための委員会を開いたことを明らかにしているが、人民元改革に関する声明はこれまでのところ発表されていない。加えて、政府要人が人民元相場への見解を示す等の、変動幅拡大に向けた「地ならし」的な言動も見られていない。その為、人民元許容変動幅の拡大が来週発表される可能性は低いと見ている。来週も現水準を中心とした推移が続こう。

(11 月 22 日作成) (市場企画部市場ソリューション室 グローバルマーケットリサーチ)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。